

平成23年度第1回山梨県公立大学法人評価委員会 議事概要

- 1 日 時 平成23年6月29日(水) 午後2時～午後4時27分
- 2 場 所 県立大学飯田キャンパス本館2階大会議室
- 3 出席者 委 員 川村恒明 藤巻秀子 前田秀一郎 久保嶋正子 長澤利久
法 人 伊藤理事長 深沢副理事長 小田切理事 波木井理事 五味理事 河口理事 小沢国際政策学部長 藤谷人間福祉学部長 佐藤看護学部長 松下看護学研究科長 前澤地域研究交流センター長、倉田課長ほか
事務局 田中総務部次長 大堀課長 芦沢総括課長補佐 小林補佐ほか

<議題>

●(1)平成22年度第2回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要(案)について

○委員長

資料1について、何か意見はあるか。

(特になし)

○委員長

では、案のとおりとする。

●(2)公立大学法人山梨県立大学の平成22年度業務実績報告書について

◆事務局

参考資料1～参考資料5を使って説明

◆法人

〈資料2の『I-1 教育に関する目標』について説明〉

○委員長

何か意見はあるか。

○委員

4、5について事実の裏付けというか、エビデンスはあるのか。海外研修授業ではどこへ行ったのか、それぞれのコースでは何名だったのかなどが分かるようにしていただきたい。

○法人

評価委員に評価をしていただく際に、エビデンスがないものを評価していただくわけにはいかないの、必要としているものについては整理をしているので、評価時には事務局から提示していきたい。必要であるなら、いつでも出せるようにしたい。

○委員

エビデンスは用意しておいた方が、大学にとって、役に立つものだと思う。

○法人

実は、昨日、認証評価に係る書類を提出したところである。そこには、エビデンスが用意してあるので、評価に際しては提供することができる。

○法人

授業の証拠なら、シラバスをご覧いただくことで分かると思う。研修者については一覧表は作成しておらず、教授会の議事録に研修の内容等が記載されている。一覧表というものは、確かに作成する必要があると思う。

○委員長

15、年度計画に「キャリア形成の体系化を図る」とあるが、このことは計画の段階でどういうことを考えていたのか、それに対する実施状況は、やや歯切れが悪くなっている。しかし、評価はⅢになっているので、考えているとおりに実施できたのだろうということは推測できるのだが、その辺がちょっと分からない。

22、「成績評価基準を明確にシラバスに記載する。」「成績確認制度の定着をはかり、～」とはどういうことなのか、またこれはどの程度定着しているのか。なぜ、そのようなことを言うのかというと、最初の総括事項のところに、これが特記されているのだが、個別のページをみると、よく分からない。同じようなことが、31、「特任教員制度の活用を検討を行う。」とあるが、総括事項のところに特記されているのだが、ちょっとあわない気がする。同じく、36、授業評価についても、総括事項に特記されているのだが、どの程度実際行われているのか。

○法人

15、キャリア形成の体系化について、本学の場合、様々な分野への就業が考えられる国際政策学部、目的学部である人間福祉学部、看護学部といった資格取得を目指す学部があり、多様な学生が在籍している。平成26年度のカリキュラム改正において、キャリア形成のための教育科目の必修化を全学共通科目として位置づけたいという目標があり、本学で行われているキャリア形成が正課の内外でのように実施されているのかという把握が大前提となるため、調査の企画を行ったところで平成22年度は終わったところである。平成23年度になって、教育本部がその調査に着手したところである。学部間での共通したキャリア支援の要素や学部等で独自に盛り込んでいく要素はなんなのかということ議論していく予定になっている。

22、成績の評価基準の到達目標については、シラバス上に記載されている。ただ、その下に記載してある到達目標の「知識・技術」レベルというものがあり、これは昨年度の学校教育基本法施行規則の改正のなかで、シラバス上、全科目に記載するようにということが努力目標として定められたところである。それに取組もうとしたが、時間的な問題もあり、学部・学科レベルの記載にとどまったところである。

成績の確認制度については、成績をつけた後に、学生がその成績を確認するというもので、制度は以前からあったところだが、それを確実に運用するために、周知を行ったところである。異議申し立て制度については、そこで不服のある学生が行うもので、成績の正確性を担保するための措置を発展させて平成23年度から運用できる形で検討を行ったところである。

31、特任教員制度について、法人化とともに規定を整備し、できるだけ学外からの人材を呼び込んで、実践的な教育を行おうということで準備したところである。制度そのものを

どのように活用していくのかという検討を行うことが計画であったのだが、人間福祉学部で定年退職後の教員の中で、教育参加をいただいている方とまた学部でないのだが、キャリアサポートセンターの中で、学生の就職支援等、キャリア形成の科目に当たっていただく特任教員を前倒して配置したため、特記事項として挙げたところである。

36、授業評価について、ピアレビューの方式を特徴として、平成23年度は更に進めていく予定であるが、ピアレビューを受けた教員が参観をした教員とともにディスカッションし、自分の授業の次に役立てるという形で行っている。教員が何%参加したかという数字がないのだが、かなりの教員の数が参加している。

○委員長

ピアレビューで言えば、教員が他の教員の授業状況を実際に見るということだが、どのくらいやっているのか。何回くらい。

○法人

授業参観(他の教員の授業を見ること)の方でいえば、各学部とも3/4程度の教員が参加している。学部長から点数の思わしくない教員については個別に意見交換を行っており、結果を真剣に受け止めて実施している。エビデンスとしては、全学FD委員会で報告がある。

○委員長

キャリア形成について、事前の実態調査にとどまったということなのか。

○法人

実態調査の企画にとどまったということになる。

○委員長

進捗状況として、少し遅いということになる。年度計画で考えられたときは、実態調査ではなくもう少し先に行くものではなかったのか。

○法人

難しい話ではあるが、一番急を要するのが、国際政策学部である。国際政策学部の取り組み状況をみていただくと、「国際政策キャリア形成」という新しい科目を置いたりしており、かなり急いでいる状況である。一方、看護学部などでは、平成26年度のカリキュラム改正まで、動かさないという実態があり、全学的に共通して、キャリア形成のための決まりとなる科目を議論するというのが一つの大きな目標であった。もう一方で、各学部の特徴に合わせたキャリア形成の支援科目を位置づけるということでは、国際政策学部の独自の取り組みを考えるとかなり努力していると言える。年度計画で挙げてしまうと、全学での取り組みが遅れている以上、評価としては、一部はⅡの部分があるかもしれないが、全体としてⅢという評価をしている。

○委員長

同じことで、22、成績評価基準を明確にシラバスに記載するとあるのだが、実施状況を見ると、平成23年度シラバスに記載したとあるが、平成22年度シラバスには記載していないということか。

○法人

平成22年度にも既に取り組んでいたのだが、徹底されていない部分があったため、平成23年度は全てにおいて記載したところである。

○委員

13、入学者の受入れについて、追跡調査を行い、入学志願者確保の視点から分析したとあるが、結果はどうなったか。

36、37について、ファカルティディベロップメント、教育の質を向上させることは、企業文化で考えても、非常に大きなことであり、この部分の評価がⅢであるがそれよりも高いレベルの評価を目指してもらいたい。

○法人

13について、入学から卒業までの追跡調査の結果であるが、3学部とも一般入試、推薦入試の違いにより卒業時の到達レベルを比較しても大きな変化はなかったところである。

36、37について、指摘のとおり最も重要な部分であり、本学でもFD活動を活発に実施しているところであり、その内容については、FD委員会でも報告書でまとめているところであり、後で資料を送付する。ただ、どこまでFD活動をやれば合格かということは分からないものであり、次から次へとやらなければならないものと考えている。そういった状況を考えてみると、中期計画で位置づけている段階では、Ⅲと評価したところである。自己評価をPDCAでまわして、実際に授業改善に結びつくことが、評価されて初めてやったことになると思う。今年、やっと動き出したということで、方式も公表して、教員全員が共通理解とする段階にきている。そういう意味では仕組みはしっかりできたと考えている。

○法人

FDというのは、企業でいえばTQC運動みたいなもので、教職員のモラルをどう上げるか、あるレベルまではやることに意味がある。しかし、最終的には、その結果がPDCAサイクルが回って、上にあがっていくということが実感できて初めて分かるというものだが、7年目の大学としては上がっているのか、下がっているのか、そこまでの評価までは行かないというのが実態である。確かにFD活動は非常に活発であり、それが大学の活力にこのように結びついたというところまでは判明していない。引き続きやることに意味があるという思いで、やっているところである。

※Total Quality Control…総合的品質管理

○委員長

学生の授業評価というのは、どこの大学でもやっていることであり、教員の授業のピアレビューというのは、そんなにやっている大学はないのではないかと思う。さらに教員の実施率が3/4ということは、大いに特記されてしかるべきだと思う。

○法人

通常なら、なかなかできにくいことだと考えているが、このキャンペーンはかなり力をいれてやったと自負している。ただ、それが学生にとっての授業改善につながっているかといえば、それはまだ、なんともいえない部分がある。

○法人

FD委員会というものがあり、学部長、研究科長が全員参加しており、毎年報告書がでて

きて、その中で、学生の授業評価が年々上がっている。2～3年前の評価は、4であった。その後、現在では、4.3程度に上昇している。そう考えると、数値的な評価というものができているといえる。

○委員

36について、全般的な話でもあるのだが、今までの報告を伺っていると、努力しているということは伝わっているのだが、年何回やっているのかとか、75%の教員が参加しているとか、そういった部分を記載していただかないと、評価者の都合でもあるのだが、がんばっているのが、ⅢなのかⅣなのかというところが評価できないので、具体性のあるものについては、記載していただきたい。

○法人

今までの話にあったように、FD委員会で毎年報告書を出しているのですが、それをお渡ししたい。それ以外で、こういったデータがほしいと言っていただければ、対応していきたい。

○委員

評価全般について、今回19がⅣ、29がⅡで、後はⅢとなっているのだが、例えばほかにも特筆すべきことがⅢになっていたりという中で、19がⅣであった理由を教えてください。どのように考えて、タイトに捉えて、計画の中で実施するということを実施した場合は、Ⅲで、19では申請するとあったところが、採択されたのでⅣであるのか、その辺を教えてください。

○法人

全体でⅢとなっているのだが、美德の問題で、あまりやったやったというのは、いささかどうかと考えている。19のⅣは指摘のとおりで、政治的には、このGPというのは風前の灯火になっており、事業仕分けで廃止とされたもので、予算が極端に制限されたところで、なかなか全国の大学で難関だったものをとおったところで、恐らく10倍以上の倍率であった。そういった点でⅣと評価したところである。

○委員

学生アンケートは記名式か無記名式か。

○法人

無記名式である。

◆法人

〈資料2の『I-2 研究に関する目標』と『I-3 地域貢献等に関する目標』について説明〉

○委員長

なにか意見はあるか。

○委員長

87、教員特別研修派遣制度について、年度計画では推進策について検討するとあるので、

これは大幅に進んでいるのでⅣで良いのではないかと。計画との整合性を考えれば、そうなると思う。

83、日本学生支援機構で派遣及び受入学生を1名分を獲得したとあり、これは特記事項にもあるのだが、そんなに難関なのか。

○法人

87、推進策について検討しているのは、一年間外国に限定してサバティカル的なことであり、半年で2人若しくは、海外ではなく、国内でもいいのではというようにダイナミズムに検討したが、結果的には、そうはならず予定どおり、外国に一年間派遣するという事になったので、検討の結果として、なったわけではないのでⅢとしたところである。

○法人

83は本学として、初めて応募したところで、獲得できたということでⅣとした。

○委員

82、県内に看護師が不足している状況の中で、教員が県内の医療機関について、あまり把握していないのではないかと。県内の病院との連携を行っているところがあるが、いろいろな先生が言っているのか、それとも特定の県内をよく知っている教員だけが対応しているのか。

○法人

県と病院とのアドバイザー事業というものがあり、本学部の教員は積極的にそこに参画している。現在、25～30名の教員が県内の様々な病院に環境アドバイザーとして、年間をとおして病院と一緒に課題について検討しているという仕組みで地域の医療機関に入り込んでいる。ここに記載されている事項については、学生たちの就職に関する意識、それぞれの病院の看護部長、管理職の方々に伝えていきながら、学生たちの考えも理解してもらおうという状況の中で、大学側もそういう場に積極的に関わっていくことで、コミュニケーションを作っていくということをやっている。

○法人

中期目標において、看護師の県内就職率を50%以上という数値目標を設定しているので、達成しなければならないもので、ただ学生を送り出せばよいというものではなく、受け入れ側のカルチャーといったようなものも、しっかり作っていかないと、なかなか学生は行ってくれないということで、相互の理解を、コミュニケーションを重ねていくという努力は続けている。看護協会にもコメディカル文化というものに啓発活動をお願いしていきたい。定着して行くには、そういった環境作りが必要だと思う。

○委員長

誤記だと思うが、総括事項の3ページであるが、2 研究に関する目標の中で、「富士川町の受託事業として～」とあるが、小項目と整合がとれていないような感じがする。先ほども指摘をしたところだが、この部分にふさわしくない記載もあり、もっと別のことを記載した方が良いような部分もあるので、整理をしていただきたい。

◆法人

〈資料2の『Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標』から『Ⅴ その他業務運営に関する目標』について説明〉

○委員長

なにか意見はあるか。

○委員

89、90について、大学の教育理念に基づいた行動指針にむけて、理事長のリーダーシップの元に素早く決断できる体制が必要なのだろうということが考えられる。機動的な大学運営を行うとあり、それを受けて、役員会、教育研究審議会を定期的開催するとともに経営審議会を適宜開催する、教授会が大学の活性化のための役割を引き続き果たすということになっており、また、95で、教員の評価制度の制度設計を行うとあるが、ここらが非常に難しく、議論をつくさなければならないところだと思う。是非、良い形で、理想に向かって大学運営ができるようになっていただきたい。

○法人

法人の枠組みの中で、役員会、教育研究審議会、経営審議会は法定されており、整備しておくべきものである。教授会というものは、言ってみれば製造工場みたいなものであり、教授会の活力というものは、現場の活力であるので、万機公論に決すということで民主的で発言しやすい雰囲気教授会が運営されるということが大切である。その中で、教員の評価をどうしていくかということで、本学では、教員が自発的に自分の活動をしていただくということで、ポートフォリオというものを作成した。ただ、まだ未熟な状態で、アカデミックポートフォリオという概念そのものがまだ新しいものであり、充実したものになっていない。これを順次、レベルの高いものにしていくことで、教員たちの活動が意識されて、PCDAが回るような形になればと思って、その普及活動をしていくところである。教員の活動が県民から見ても、透明に見えて、よくやっているなという評価がされるような仕組みを作っていきたいと考えている。

○委員長

95、教職員の業績評価制度を作るということは大変難しいことであり、ご苦勞の多いことは承知しているが、やや冷たい言い方をすれば、年度計画で「評価制度の制度設計を行う」と明言しているので、この部分はⅢでいいのか、Ⅱとすべきなのか迷うところではある。

反対に、104、科研費の申請率60%以上とあるところを89%となっており、さらに採択件数も増加していることをみれば、これはⅣの評価でも良いと思われる。

また、106、一般管理費の5%削減のところを18%削減しているので、ここも十分にⅣの評価で良いと思われる。

○法人

104、科研費の60%という計画が低いものであって、本来なら100%を目指したいところである。控えめに60%以上というところに準じて、出して当たり前というところもあり、評価をⅢとしたところである。

ポートフォリオについては、大学教員の活動を、給与も含めて評価していくかというところは、なにかいい方法があればお聞きしたいところであり、デリケートな問題で、なお検討を要するところであると考えている。

一般管理費については、確かに努力したところである。教室などの使い方についても工夫

したところである。

○委員長

前田委員、95のところ、県立大学は6年間の間に「教職員の業績評価を試行的に実施し、その結果を踏まえて評価基準・方法等の見直しを行い、給与等への反映を図る。」とあるが、国立大学ではどのようなようであったのか。

○委員

本学では、優秀教員奨励制度を設け、評価結果の良い教員には、研究費を30～100万円ほど配分したり、勤勉手当の成績区分において「特に優秀」と位置づけるなどしている。ただし、一度採択されると2年間は適用を受けることができないで、ほかの人にも行き渡るように、できるだけ不公平感がでないように調整している。

○法人

特別昇給や学長プロジェクト経費、研究の内容によって、研究費の分配を変えるということは現在対応しているところである。問題は、それからうえのところ、生活の幸せにかかるほどの給与や特典を与えるところをどうするかはなかなか難しい。

○委員

多額の外部資金を獲得している方に対して、間接経費の一部を勤勉手当に加算するということもやっている。

○法人

理系学部だと、資金の流動性が高いのだが、文系や福祉というとあまり資金があるとは言えない。したがって、よい研究をして、民間から研究資金が入ってくるということはあまりない。

○委員

114の購入計画とあるが、実績にはとくに計画の記載がなかったのだが、これは施設・設備計画に含まれているということなのか。

体育館は、県の設備ということなのだが、耐震化は県立大学の資金で行ったのか。

○法人

比較的新しい大学ということもあり、備品についてはまだ耐用年数がある。新しい物品を希望する場合は、随時購入している状況である。耐震の費用は県が出している。ただ、年度計画には記載してあるということである。

○委員

では特に備品計画を立てるほどのことではないということか。

○法人

そのとおり。

○委員長

これで、全ての説明が終わったところであるが、ほかになにか意見はあるか。

○委員

59、大学ブランディングとはどういうものか。

○法人

本学は、まだできたばかりで、認知度が低い状況である。山梨県立大学は基本的には地域貢献を行うということが標榜されており、それを形として見えるようにしたいと思い、こういうタイトルにしたところである。かいつまんで言うと、ブランディングをどうやって作るのかということから始まり、大学のブランディングというのは、大学が作るというよりも、ほかの人たちがどう受け取るか、どう見えるかということが重要である。そのためには、見せるためのツールが必要であるということで、3つのことを行った。一つがホームページのリニューアル、二つめは広報誌(スフル)の作成、三つめはやまちゃんの作成、いわゆるツールの作成を行った。当初は、オープンキャンパスで活動させたりしていたが、方針を変更して、それ以外のところにも出しているところである。先日、甲府署で防犯協会のイベントで参加したところである。今後も、各イベントでやまちゃんを登場させていく予定である。

○法人

やまちゃんについては、大学生協連のキャラクターコンテストで第2位に入賞した。

先ほど、キャリアについて質問をいただいたところであるが、就職率で考えると、昨年一昨年も高い数値を出している、一昨年は全国で32位で、今年はまだランキングがでていないが、98.7%で恐らく20位には入るだろうと考えている。そういう意味で、キャリアサポートの進捗はあまり良くないが、就職ということに関しては、本学は誇るべき数字であると考えている。

○委員長

時間の関係もあることから、とりあえず、質問はここで打ち切らせていただく。質問がある場合には、事務局をとおしてメール等で照会していただきたい。

●(3)公立大学法人山梨県立大学の平成22年度財務諸表等について

◆事務局

参考資料6を使って説明

◆法人

資料3～資料6を使って説明

○委員長

なにか質問はあるか。

○委員長

資料4のP13の補助金等について、補助団体はどこなのか。

P18の受託事業の「教育研究体制等強化事業」とはどのようなものなのか。

○法人

資料4の「就業看護師研修センター設置事業」については、説明の中では、看護実践センターに係るもので、国の経済対策による補助金を県が間接補助金として大学に交付したものである。後の部分については、文科省、県の教育委員会、文科省となっている。

受託事業の「教育研究体制等強化事業」については、雇用対策の関係で、国の財源を県を経由して受けており、具体的には、1月から4名の臨時職員を採用して、約一千万円程度の事業となっている。

○委員

次回に向けて確認したいのだが、利益処分、剰余金がでた理由を教えてください。

○法人

資料3の2ページのところで、利益処分の概略があり、「学生募集に努めたこと等による授業料収入の増加、有料公開講座の実施等によるその他収入の増加、一般管理費の徹底的な抑制等」が主な理由となっている。

○事務局

利益処分については、参考資料6にあるのだが、予算以上の収入の増、予算以上の節減効果などに区分して、百万単位で明細をつけて、次回の委員会で説明をしていただくという考えである。

○法人

年率1%ずつ、効率化係数というものがかかってくるもので、6年間経つと複利計算で6%以上、運営費交付金が減ってしまうことになる。今、9千万円持っていないと、6年後には赤字経営に陥ってしまう。いかに節約し、いかに稼いでいくか、いわばこの9千万円は虎の子である。仮にこの9千万円を県が没収ということになれば、赤字団体に転落ということになる。人件費割合が、本学の場合、61%であり、委員長の指摘によると危険水域にはあるが、いまのところ、大学として健全な状態にあると言える。

○委員

国立大学法人でも24年度について、国家公務員の給与が10%下がれば、運営費交付金も下がるという可能性もある。

○法人

県の場合でも、同様に本学の教員の給与が下げられている。ちなみに理事長も1割下げられている。

○委員

今回の震災の関係でも、1割削減ということもあり得る。

○委員長

今の話は、参考資料6の2ページに、利益処分の考え方があり、「4(3)その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。」とあり、とあり、このままだと法人が具体的にどのような努力したかということが分からない。経営努力の認定ということはある意味大変ナーバスな問題である。先日もある大学病院で若干収益が増加した、その理由のひとつとしてその年度の診療報酬の改定があったのだが、その場合診

療報酬の改定は国の決定事項であり、そのために増収になった分は法人の経営努力とはいえないのではないかという指摘があったという例がある。これは大学病院にとっては極めて酷なことである。今のような厳しい経済状況になってくるとなにかが経営努力かという判断も場合によってはかなり難しいことにもなる。久保嶋委員の指摘どおり、この部分はきちんと説明していただきたい。

●(4)その他について

○法人

認証評価の関係で、報告したい。7年に一度、認証評価を受けなければならない、昨年度より全学で自己評価をまとめており、6月28日に学位授与機構に書類を提出したところである。今後、書面調査が行われ、10月24日、25日で訪問調査を受けるというながれになっている。評価結果は来年の3月、機構より公表されることになる。

○法人

委員の皆様におかれましては、必要な資料等があったら、ご用意する予定である。

(以上)